

鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧

2024 年度 鋼船規則等制定改廃報告

1. 鋼船規則等制定改廃に関する基本方針

船舶に関する諸般の事業の進歩発展を図り，人命及び財産の安全を期するとともに海洋環境の保全に貢献することを目的として，種々の技術規則を整備する。

具体的には，下記に示す 6 項目に基づき，迅速且つ確実に規則制定改廃を実施する。

研究開発成果の反映：技術基準や検査業務に関連した研究開発及び船舶設計や情報技術に関連した新技術の研究開発より得られた成果を規則に反映する。

損傷からのフィードバック：損傷の再発防止を目的として，船舶の損傷・トラブルの調査解析より得られた結果を規則に反映する。

業界からの要望等への対応：業界と幅広く意見交換を実施し，得られた要望等を参考に，より合理的な規則となるよう制定改廃を行う。

国際条約への対応：日本政府代表团又は IACS の一員として国際海事機関（IMO）の条約改正等に貢献するとともに，策定された条約等を前広に規則に取入れる。

IACS 統一規則等への対応：IACS における統一規則等の制定改廃作業において，より合理的な規則となるよう主導するとともに，採択された IACS 統一規則（UR）及び IACS 統一解釈（UI）を前広に規則に取入れる。

国内法への対応：国内法規の要件について管轄官庁と情報交換を行い，遅滞無く規則に取入れる。

2. 2024 年度鋼船規則等制定改廃報告

図 1 に示すように，上記 6 項目を基本として，表 1 に示す鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧の通り関連規則等の制定改廃を行った。

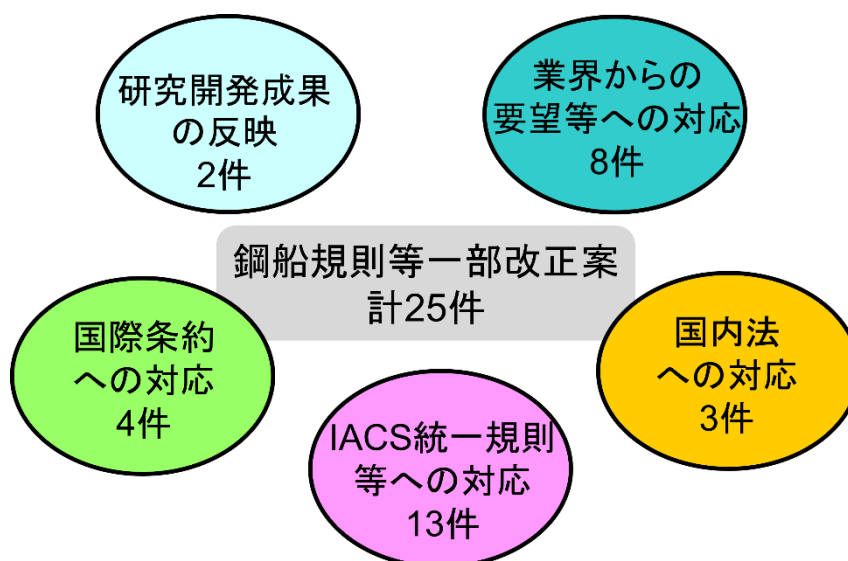


図 1 鋼船規則等一部改正案の内訳

表 1 鋼船規則等改正案の施行及び適用一覧

改正理由					
研究:	研究開発成果の反映	条約:	国際条約への対応		
損傷:	損傷からのフィードバック	IACS:	IACS 統一規則等への対応		
業界:	業界からの要望等への対応	法令:	国内法への対応		

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
1*	事業所承認規則，鋼船規則 A 編，B 編，C 編，D 編，U 編，CSR-B&T 編，M 編，N 編，S 編，I 編及び P 編，海洋汚染防止のための構造及び設備規則，安全設備規則，無線設備規則，居住衛生設備規則，船体防汚システム規則，バラスト水管理設備規則，冷蔵設備規則，揚貨設備規則，潜水装置規則，自動化設備規則，船橋設備規則，機関予防保全設備規則，総合火災制御設備規則，船体監視システム規則，荷役集中監視制御設備規則，高速船規則，旅客船規則，強化プラスチック船規則及び関連検査要領並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領一部改正案 (登録検査)	(1) 鋼船規則 B 編 2.1，10.2，12.2，14.2，15.2，海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2.1，安全設備規則 2.1，無線設備規則 2.4，居住衛生設備規則 2.1，船体防汚システム規則 2.2，バラスト水管理設備規則 2.1，冷蔵設備規則 2.2.1，揚貨設備規則 2.3，潜水装置規則 2.2，自動化設備規則 2.2，船橋設備規則 2.2，機関予防保全設備規則 2.2，総合火災制御設備規則 2.2，船体監視システム規則 2.2，荷役集中監視制御設備規則 2.2，高速船規則 2.1，強化プラスチック船規則 2.2 及び旅客船規則 2.1 並びに関連検査要領 2025 年 7 月 1 日以降に製造中登録検査申込みのあった船舶及び設備に適用 (2) (1)以外 2025 年 7 月 1 日から適用				○			

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
2*	鋼船規則 M 編及び関連検査要領一部改正案 (非破壊試験事業所)	2025 年 1 月 1 日から施行	—					○	
3*	鋼船規則 A 編及び C 編一部改正案 (鋼船規則 C 編関連 (2024 年改正 1))	(1) 1 編 9 章 9.5.5, 2-1 編 9 章 9.3, 9.4 及び 9.5 並びに 2-5 編 4 章及び 10 章以外 制定日から施行 (2) 1 編 9 章 9.5.5, 2-1 編 9 章 9.3, 9.4 及び 9.5 並びに 2-5 編 4 章及び 10 章 制定日から 6 ヶ月後の日以降に建造契約が行われる船舶に適用。ただし, 申出により先取りで適用可。	—	○		○			
4*	鋼船規則 D 編, K 編及び M 編並びに関連検査要領一部改正案 (鑄鍛鋼品の材料)	(1) 2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用 (2) 船舶の所有者からの申出により先取り適用可				○			

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
5*	鋼船規則 M 編一部改正案 (9%ニッケル鋼の溶接施工方法承認試験)	(1) 鋼船規則 M 編 4 章 4.1.4-2. 制定日から施行 (2) 鋼船規則 M 編 4 章表 M4.7 制定日以降に申込のあった試験に適用				○			
6*	鋼船規則 M 編一部改正案 (ガスバックングに関する溶接士技量資格区分)	制定日以降に申込みのあった試験に適用				○			
7*	鋼船規則検査要領 K 編並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領一部改正案 (高マンガンオーステナイト鋼に対する製造方法の承認及び出荷時の検査)	(1) 鋼船規則検査要領 K 編 制定日以降に検査申込みのあった鋼板に適用 ただし、申出により前倒しで適用可 (2) 船用材料・機器等の承認及び認定要領 制定日以降に承認申込みのあった鋼板に適用 ただし、申出により前倒しで適用可					○	○	
8*	鋼船規則 D 編及び関連検査要領一部改正案 (重要な用途に必要な圧縮空気)	2025 年 7 月 1 日以降に建造 契約が行われる船舶に適用	—					○	

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
9*	鋼船規則 D 編，自動化設備規則及び内陸水路航行船規則並びに関連検査要領一部改正案 (機関の遠隔制御及び自動制御)	改正内容(1)について 2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用 (ただし，船舶の所有者からの申出により先取りで適用可。)	—					○	
		改正内容(2)について 制定日から施行							
10*	鋼船規則 N 編及び関連検査要領一部改正案 (管装置の熱応力解析)	2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—	○					
11*	鋼船規則 B 編，D 編，高速船規則及び内陸水路航行船規則一部改正案 (可変ピッチプロペラの操縦性能)	鋼船規則 B 編，高速船規則及び内陸水路航行船規則 次のいずれかに該当する船舶に適用 (1) 2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用 (2) 2025 年 1 月 1 日以降に IACS 統一規則 Z18 に基づく 後進試験が行われる船舶						○	
		鋼船規則 D 編 2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—					○	

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
12*	鋼船規則 B 編, D 編, GF 編, N 編, 内陸水路航行船規則及び関連検査要領, 自動化設備規則検査要領, 高速船規則検査要領並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領一部改正案 (ガス燃料機関の IACS 統一規則)	2025 年 1 月 1 日以降に使用承認申込みのある機関に適用						○	
13*	鋼船規則 GF 編一部改正案 (アンモニア燃料の放出制御)	次のいずれかに該当する船舶又はアンモニア燃料システムに適用 (1) 2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶 (2) 2025 年 1 月 1 日以降に承認申込みのあるアンモニア燃料システム						○	
14*	鋼船規則 GF 編及び関連検査要領一部改正案 (ガス安全機関区域内の燃料ガスベント管)	鋼船規則 GF 編 2025 年 1 月 1 日から施行						○	
		鋼船規則検査要領 GF 編 2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—						

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
15	鋼船規則検査要領 B 編，海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領，安全設備規則検査要領，無線設備規則検査要領，バラスト水管理設備規則検査要領，冷蔵設備規則検査要領，揚貨設備規則検査要領，潜水装置規則検査要領，高速船規則検査要領，旅客船規則検査要領，強化プラスチック船規則検査要領，フローティングドック規則検査要領並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領一部改正案 (アスベストを含む材料の定義)	2025 年 1 月 1 日から施行						○	
16	鋼船規則検査要領 R 編一部改正案 (固定式炭酸ガス消火装置の予備品)	制定日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—			○			
17*	安全設備規則及び関連検査要領一部改正案 (簡易型船舶自動識別装置)	2025 年 4 月 1 日から施行。 ただし，2025 年 4 月 1 日前に建造契約が行われた船舶については，主要な変更もしくは改造を行うか，又は最初の定期検査までの期間は適用しない。							○

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
18*	鋼船規則 B 編，C 編，CS 編及び旅客船規則並びに関 連検査要領一部改正案 (曳航及び係留設備の要件の明確化)	(1) 鋼船規則 C 編 1 編附属書 1.1 An1.3.1-7.及び C 編 1 編 14.4.1.4-4.並びに鋼船規則 CS 編 23.2.9 及び鋼船規則 検査要領 CS 編 1.1.1-4. 次のいずれかに該当する船舶に適用 (a) 2024 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶 (b) 2024 年 7 月 1 日以降に起工又は同等段階にある 船舶 (建造契約がない場合) (c) 2027 年 1 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶 (全面改正される前の C 編適用船にも適用) (2) (1)以外 制定日から施行 (全面改正される前の C 編適用船にも適用)				○			○

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
19*	鋼船規則 D 編，内陸水路航行船規則及び関連検査要領並びに船用材料・機器等の承認及び認定要領一部改正案 (管の適用，分類，試験等)	(1) 鋼船規則 D 編 12.1.1, 12.1.3, 21.2.1 及び内陸水路航行船規則 7 編 10.1.1, 表 7.10.1 2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—						
		(2) 鋼船規則 D 編 12.3.3, 表 D12.9, 内陸水路航行船規則表 7.10.9 及び鋼船規則検査要領 D12.4.2, 船用材料・機器等の承認及び認定要領第 6 編表 6.9-1. 次のいずれかに該当するメカニカルジョイントに適用 (a) 2025 年 1 月 1 日以降に図面承認の申込みのあったメカニカルジョイント (b) 2025 年 1 月 1 日以降に使用承認の更新を行うメカニカルジョイント (3) 鋼船規則 D 編 12.4.2, 内陸水路航行船規則 7 編 10.4.2 及び鋼船規則検査要領 D12.4.2 2025 年 1 月 1 日以降に承認申込みのあったねじ込み式管継手に適用 (4) 鋼船規則 D 編 12.6.2, 13.17.2, 14.6.2 及び内陸水路航行船規則 7 編 11.16.2 2025 年 1 月 1 日から施行						○	

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
		(5) 船用材料・機器等の承認及び認定要領第 6 編 6.9.1 2025 年 1 月 1 日以降に次のいずれかに該当するプラスチック管装置に適用 (a) 2023 年 7 月 1 日以降に使用承認の申込みのあるプラスチック管装置 (b) 2023 年 7 月 1 日以降に使用承認の更新を行うプラスチック管装置 (c) 2023 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に搭載されるプラスチック管装置							
20*	鋼船規則 D 編及び関連検査要領一部改正案 (貨物油管及びバラスト管のフランジ継手及び曲がり管)	2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用	—					○	
21	鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編一部改正案 (ガス圧縮機及びポンプの試験等)	(1) 次のいずれかに適用。 (a) 2025 年 1 月 1 日以降にタイプテストの申込みのあったポンプ又はガス圧縮機 (b) 2025 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に搭載されるポンプ又はガス圧縮機 (2) 制定日から施行						○	

No.	改正案	施行／適用		改正理由					
		新船	現存船	研究	損傷	業界	条約	IACS	法令
22*	鋼船規則 L 編一部改正案 (丸窓及び角窓)	制定日から施行				○			
23*	バラスト水管理設備規則一部改正案 (有害水バラスト処理設備を構成する計測装置の較正証明書確認)	制定日から施行					○		
24*	バラスト水管理設備規則一部改正案 (水バラスト記録簿の書式)	2025 年 2 月 1 日から施行					○		○
25*	海洋汚染防止のための構造及び設備規則, 安全設備規則, 無線設備規則, 居住衛生設備規則及びバラスト水管理設備規則並びに関連検査要領一部改正案 (遠隔検査の取扱い)	2025 年 1 月 1 日以降に申込みのあった検査に適用					○		

1. 表中の＊は、国土交通大臣の認可対象となるものです。
2. 制定日は、原則として国土交通大臣の認可を受けた後、確定されます。